

○ 森林によるCO₂吸収量の算定方法

算定方法等	対象	吸収量等算定者	吸収量等算定に必要なデータ等	根拠文書等
「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(林野庁長官通知)				
<p>1年間に森林が吸収するCO₂量の簡便な算定方法(計算シート)</p> <p>〔算定時点の林齢を基に、単年度の吸収量を算定〕</p>	私有林 公有林 国有林	民間企業等	<p>民間企業等が所有する以下のデータ</p> <p><簡易手法> 森林の所在地、樹種、面積、林齢</p> <p><精緻手法> 上記に加え平均樹高、平均直径、本数</p>	「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知)
<p>再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO₂量の増加分の算定方法</p> <p>〔算定対象期間における再造林・保育を行う場合と行わない場合の見込み成長量の差を算定〕</p>			<p>民間企業等が所有する以下のデータ</p> <p>森林の所在地、樹種、面積、林齢</p> <p>都道府県が所有する以下のデータ</p> <p>樹種別林齢別の成長量(森林簿データ)</p> <p>「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」に記載の「樹種別の生体バイオマス算定パラメータ」</p>	

○ その他関連制度

<p>都府県独自の認証制度 (R3年12月現在、34都府県で実施)</p> <p>〔算定時点の林齢を基に、おおむね単年度の吸収量を算定(吸収量の算定期間は県により区々)〕</p>	私有林 公有林	都府県	<p>認証申請者等が所有する以下のデータ</p> <p>森林の所在地、樹種、面積、林齢、平均樹高</p> <p>〔基本的な算定方法はインベントリ報告の算定方法に沿っているが、県により区々〕</p>	各都府県が定める実施要綱等による
<p>「法人の森林」に係る環境貢献度評価</p> <p>〔分収林契約に基づき、下記の方法により単年度の吸収量を算定 算定式：分収林の契約期間における施業実施による吸収量/分収林の契約期間〕</p>	国有林	森林管理局	<p>森林管理局が所有する以下のデータ</p> <p>森林の所在地、樹種、面積、伐採予定林齢</p> <p>※CO₂吸収量には、樹木固定分に加え、土壌蓄積分も含む。</p>	「法人等の森林及び企業等が緑化憲章を定めて行う分収造林における環境貢献度評価の実施及び模範的な体験活動の取組に対する感謝状の贈呈について」(平成15年5月27日付け15林国業第36号林野庁長官通達)

<参考：環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver.1.1」(令和3年)>

- 地方公共団体が、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等の目標、措置の内容を定める「地方公共団体実行計画」(温対法第21条)を策定するためのマニュアル。
- 当該計画においては、森林等による温室効果ガス吸収量を掲載することができ、その推計方法を当該マニュアルに掲載。
- 当該マニュアルに掲載の算定方法もストックチェンジ法をベースとしたもの(簡易、精緻な3種類の推計方法を掲載)であるが、上記「都府県独自の認証制度」が当該マニュアルを参照しているものでなく、別のもの。

○ 木材利用によるCO₂貯蔵量の算定方法

<p>「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(林野庁長官通知)に基づく算定方法</p>	建築物一般	民間企業等	<p>民間企業等が所有する以下のデータ</p> <p>建築物に利用されている、樹種別・製品別の木材の量</p>	<p>「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知)</p>
--	-------	-------	---	--